

春日部市こども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市こども医療費の助成に関する条例の一部改正)

**第1条** 春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(対象者) 第3条 (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の3</u> 第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法 <u>第6条の4</u> に規定する里親に委託されている者	(対象者) 第3条 (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2</u> 第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法 <u>第6条の3</u> に規定する里親に委託されている者

(春日部市遺児手当支給条例の一部改正)

**第2条** 春日部市遺児手当支給条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(受給資格の喪失) 第7条 (2) 監護する遺児が児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の4</u> に規定する里親に委託されたとき。	(受給資格の喪失) 第7条 (2) 監護する遺児が児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の3</u> に規定する里親に委託されたとき。

(春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

**第3条** 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母、	(定義) 第2条 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母、

<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の3</u>第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法<u>第6条の4</u>に規定する里親以外の者をいう。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2</u>第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法<u>第6条の3</u>に規定する里親以外の者をいう。</p>
---	---

（春日部市国民健康保険条例の一部改正）

**第4条** 春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（被保険者としない者） 第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、措置により児童福祉施設に入所している児童又は同法<u>第6条の3</u>第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されている児童であって民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。</p>	<p>（被保険者としない者） 第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、措置により児童福祉施設に入所している児童又は同法<u>第6条の2</u>第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法<u>第6条の3</u>に規定する里親に委託されている児童であって民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。